泉南市広告パンフレット備え置き取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、「泉南市広告掲載要綱」（以下「要綱」という。）の規定に準じ、泉南市庁舎内のパンフレット立てに、商品の販売またはサービス提供の広告宣伝を目的として頒布するパンフレット、リーフレット、カタログ等印刷物の類（以下「広告パンフレット」という。）を備え置くことに関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告パンフレットの仕様及び種類）

第２条　備え置く広告パンフレットの仕様は、要綱第４条に定める範囲に該当するものとし、市の指定するパンフレット立てに収まる大きさで、他の広告パンフレットに影響を及ぼさないものとする。

（広告パンフレットの区画）

第３条　広告パンフレットの備え置き場所は、市が指定するパンフレット立ての区画とする。

（広告パンフレットの募集）

第４条　広告パンフレットの備え置きの募集は、毎年２月に次年度分を泉南市広報誌及びホームページで広報し、備え置きの申込み受付を行う。また、年度途中で区画に空きが生じたときは、随時申込み受付を行う。

（備え置きの申込み）

第５条　広告パンフレットの備え置きをしようとする広告の取次広告代理店又は広告主（以下「広告主等」という。）は、備え置く広告パンフレットの見本を添えて、泉南市広告パンフレット備え置き申込書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（備え置きの決定等）

第６条　市長は、前条の申込書を受理したときは、審査のうえ、備え置きの可否を決定する。この場合において、年度当初に募集する広告パンフレットの申込件数がパンフレット立ての許容件数を超えた時には抽選とする。

２　前項の規定に基づき、備え置きの可否を決定したときは、広告主等へ泉南市広告パンフレット備え置き承諾可否決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（備え置き料の納付）

第７条　広告パンフレットの備え置きの決定を受けた広告主等は、当該広告パンフレットを備え置く前までに、別表に定める広告パンフレット備え置き料を一括納付しなければならない。

（備え置く期間）
第８条　広告パンフレットを備え置く期間は、別表に定める期間内で、備え置きを開始した日の属する年度の末日までを限度とする。

（広告パンフレットの変更）
第９条　広告主等は、備え置き期間中に、既設の広告パンフレットを変更しようとするときは、変更予定の広告パンフレットの見本を添えて、変更申込書（様式第３号）を提出しなければならない。
　ただし、変更の承諾決定の通知（様式第４号）を受けてからでなければ広告パンフレットを変更してはならない。

（権利義務等の譲渡等）
第１０条　広告主等は、この承諾決定によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。

（備え置きの取消し）
第１１条　市長は、次に掲げる場合は、広告パンフレットの備え置きの承諾決定を取消しすることができる。
（１）広告パンフレットを備え置くまでに広告パンフレットの備え置き料を納付しなかった場合
（２）広告パンフレットの内容が要綱第４条の範囲を違反した場合
（３）広告主等が前条の規定に違反した場合
（４）市庁舎管理上の支障が生じた場合

（備え置き料の還付）
第１２条　市長は、前条の承諾決定を取消ししたときには、納付されている備え置き料を期間に応じて還付することができる。

（広告主等の責任等）
第１３条　広告パンフレットの補充は、広告主等において行うものとする。
２　広告パンフレットの内容に係るトラブルが発生したときは、広告主等の責任において処理するものとし、市は一切の責任を負わない。

（委任）
第１４条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則
この要領は、平成３０年３月１日から施行する。

別表

広告パンフレット備え置き料（１区画につき）

備え置き期間	備え置き料	
	Ａ３版	Ａ４版
１カ月	3,000円／月	2,000円／月
２カ月以上　３カ月まで	2,700円／月	1,800円／月
４カ月以上　６カ月まで	2,500円／月	1,600円／月
７カ月以上　９カ月まで	2,300円／月	1,500円／月
１０カ月以上　１１カ月まで	2,100円／月	1,400円／月
１年	2,000円／月	1,300円／月

備考：１区画は、Ａ３版は横向きを備え置くことができる大きさをいう。
Ａ４版は縦向きを備え置くことができる大きさをいう。
１カ月は暦単位とし、１カ月に満たない月は１カ月とする。